

環境審査顧問会大気環境分科会
議事録

1. 日時：平成17年12月20日（火） 13：30～14：30

2. 場所：経済産業省別館11階1120共用会議室

3. 出席者：

（顧問）

横山会長、四方主査、北林顧問、山口顧問、山下顧問、吉澤顧問

（経済産業省）

高取統括環境保全審査官、金子環境審査班長 他

4. 議題：(1)環境影響評価準備書の審査について

・東ソー(株)南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画

5. 議事概要：

(1)開会の辞

(2)配布資料の確認

(3)東ソー(株)南陽事業所第2発電所第6号発電設備建設計画環境影響評価準備書に係る審査に当たり、事務局から質問事項への回答、補足説明資料、審査書（案）に基づき説明がなされた。

<質問事項への回答及び補足説明資料について>

【顧問】質問事項4.熱効率について、80の飽和水エンタルピとあるが、水の潜熱まで使えば非常に効率がいいが普通のプラントではここまで熱を使えない。どういう使い方をしているのかプラント図で数字を入れて説明してほしい。もう一点は、80の飽和水が1時間に180トン排出されることになるようであるが、どうやって捨てるのか。場合によっては温排水になるので考慮する必要があるのではないか。

【経済省】調査して回答する。

【顧問】質問事項5.二酸化炭素削減について、エネルギー原単位は何当たりの原単位なのかが分からない。

【経済省】トータルのエネルギーだと思うが、原単位が何かは確認する。

【顧問】合計量を減らすという意味であれば、そのような表現にしてもらいたい。

【顧問】木質バイオマスの混焼について、いろいろな発電所で導入が検討されているが、木質バイオマスはそんなにたくさんあるのか。具体的に何をどの程度と考えているのか説明してほしい。実質的にどの程度の意味があるのか知りたい。

【経済省】木質バイオマスについては確認する。

【顧問】北林顧問から意見が出たが、今の時期に石炭というのは発電量当たりの二酸化炭素排出量はLNGに比べたら高く、検討したらいかがか。LNG化が進んでいるのは二酸化炭素排出削減に非常に効果があるから。木質系の混焼については量的にどうなのかという問題もあるし、燃料の直接の改善というよりもトータルで二酸化炭素を削減する努力が企業体として求められており、そうした取り組みで何をやっているかに注目すべき。そうでないと1990年比10%削減という目標は到底達成できないのではないか。

【経済省】自家用発電所であり、1990年の数字に対し6号機も含めて10%の削減に取り組むということなので、京都議定書の観点から見ても問題ないのではないか。

【顧問】GGHをつける計画に変えたことにより煙の上昇が高くなるなど全般にいい方向に

効いてくるだろうと思うが、地形影響や特殊気象条件下の計算で、恐らく地上着地濃度を下げる方向で効いてくると思うが、その辺のチェックをした方がよい。

【経済省】GGHを設置する場合として火力部会で地形影響や特殊気象条件下での計算結果を提示して、評価書ではその結果に変えるということになる。

< 審査書(案)について >

【顧問】GGHを設置するという大きな変更があるが、審査書にはそれが含まれているのか。

【経済省】まだ反映していない。GGHを設置した場合の予測・評価結果を盛り込んだ審査書をできれば火力部会で示したい。

【顧問】準備書段階の審査書というのは、評価書で修正する内容もある程度盛り込んで審査するということがよいか。

【経産省】できるだけ補足説明資料で火力部会に提出して、審査書も補足説明資料に合わせて修正することとしたい。

【顧問】二酸化炭素について、納得できる数字ではないのできちんと議論しないとけない。80のお湯を180トン出すということなので、どういう捨て方をするのか、温排水と一緒にするならそれも加えて評価しないとけない。単純に考えて180トン排出するなら無視できない量である。

【経済省】温排水として捨てるというよりロス分を考えているということ。

【顧問】重金属について、みささ遊園地で濃度が高く、ニッケルが指針値をオーバーしている。主だった原因は把握しているということだったが、審査書7ページの書きぶりについて、地元住民への配慮や遊園地ということを見ると、「ニッケルの1地点を除き」という書き方ではなく、みささ遊園地に対するこの発電所の影響はニッケルについては0.01%で一番低い寄与率であることなど、書き方を工夫した方がよいように思う。

【経済省】ニッケルの書き方については検討する。

【顧問】GGHの設置をするということで事業者は勇気ある決断をしたと高く評価する。環境審査顧問会に提出された資料は、審査書の「はじめに」に記載されたとおり「事業者から提出のあった補足説明資料」に該当する公式の資料と考える。審査書の書き方について、審査書は「準備書についての審査結果をとりまとめたもの」とあるので、GGH設置による変更点について補足説明資料の内容も記載するとよい。GGHを設置することにより環境保全対策の変更があるので、環境保全対策をまとめて書くパラグラフに環境保全対策の追加や変更について一度記載し、有効煙突高さや地上濃度への影響などは別の1パラグラフにまとめて記載すれば分かりやすいし誤解を招かないのではないか。

【経済省】拝承。

(4) 閉会の辞

以上